

消費税増税に伴う施設利用料金について

千葉県立県民の森設置管理条例 別表(第十四条第三項)

現行

→

増税

施設の名称				利用料金の名称	区分	単位	消費税8% 額の範囲	消費税10% 額の範囲	
千葉県立内浦山県民の森	総合センター宿泊室 利用料	宿泊料	一般並びに中学校及び高等学校の生徒		一人一泊につき	3,700 円以内	3,760 円以内		
			小学校の児童		一人一泊につき	2,880 円以内	2,930 円以内		
			幼児(独立して寝具を利用する場合に限る。)		一人一泊につき	1,540 円以内	1,560 円以内		
		食事料	朝食	一般、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の	一人一食につき	1,230 円以内	1,250 円以内		
				幼児	一人一食につき	820 円以内	830 円以内		
			夕食	一般、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の	一人一食につき	3,080 円以内	3,130 円以内		
		幼児		一人一食につき	1,540 円以内	1,560 円以内			
		(摘要) 宿泊料とは、食事料を除いた宿泊に係る料金をいう。							
		キャビン利用料	浴槽を有しないもの		一棟一泊につき	9,150 円以内	9,310 円以内		
	浴槽を有するもの		一棟一泊につき	10,800 円以内	11,000 円以内				
	キャンプ場利用料	オートキャンプ場		一区画一泊につき	3,800 円以内	3,870 円以内			
		その他のキャンプ場	小テント	一張り一泊につき	620 円以内	630 円以内			
			大テント	一張り一泊につき	930 円以内	940 円以内			
	体育館利用料	専用使用	一般	昼間二時間までごとに	3,600 円以内	3,660 円以内			
				夜間二時間までごとに	4,620 円以内	4,700 円以内			
			幼児(四歳以上の者に限る。)、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒	昼間二時間までごとに	1,850 円以内	1,880 円以内			
		共同使用	一般	夜間二時間までごとに	2,880 円以内	2,930 円以内			
昼間一人二時間までごとに				510 円以内	510 円以内				
幼児(四歳以上の者に限る。)、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒		昼間一人二時間までごとに	300 円以内	300 円以内					
(摘要) 一 昼間とは午前九時から午後五時までとし、夜間とは午後五時から午後九時までとする。 二 体育館の二分の一のみを専用使用する場合の利用料金の額の範囲は、表に定める額の二分の一の額以内とする。									
茶室利用料			一室四時間につき	1,880 円以内	1,910 円以内				
バーベキュー場利用料			一区画一回につき	1,540 円以内	1,560 円以内				
シャワー利用料			五分間につき	200 円以内	200 円以内				
千葉県立清和県民の森	ロッジ利用料		一棟一泊につき	3,390 円以内	3,450 円以内				
	キャンプ場利用料	オートキャンプ場		一区画一泊につき	4,110 円以内	4,180 円以内			
		その他のキャンプ場	小テント	一張り一泊につき	620 円以内	630 円以内			
			大テント	一張り一泊につき	930 円以内	940 円以内			
	庭球場利用料			一面二時間につき	1,250 円以内	1,270 円以内			
	バーベキュー場利用料			一区画一回につき	1,540 円以内	1,560 円以内			
シャワー利用料			三分間につき	100 円以内	100 円以内				
千葉県立東庄県民の森	庭球場利用料		一面二時間につき	1,250 円以内	1,270 円以内				
	弓道場利用料	専用使用	二時間につき	920 円以内	930 円以内				
		共同使用	一人二時間につき	150 円以内	150 円以内				
バーベキュー場利用料			一区画一回につき	1,540 円以内	1,560 円以内				
千葉県立大多喜県民の森	キャンプ場利用料		一張り一泊につき	620 円以内	630 円以内				
	キャビン利用料	宿泊料	一棟一泊につき	5,140 円以内	5,230 円以内				
		冷暖房設備利用料	二時間につき	100 円以内	100 円以内				
千葉県立船橋県民の森	バーベキュー場利用料		一区画一回につき	300 円以内	300 円以内				